



必要なもの



令和8年4月1日以降にのみ経費の支払いがある予定の方

※年度をまたいで経費の支払いが発生する場合は別の申請です。

☐ 結婚新生活支援補助金対象世帯申込書（様式第2号） 

△ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明書



☐ 必要 婚姻届けを郡上市に提出しておらず、かつ婚姻後の本籍地が郡上市ではない場合

☐ 不要 婚姻届けを郡上市に提出、または婚姻後の本籍地が郡上市であり、申請書「2 同意及び確認（4）」に○がある場合

△ 夫婦の所得証明書または非課税証明書（申請時点で最新のもの【令和____年度所得証明書】）



☐ 必要 （申請が6月中旬までの場合）令和6年1月1日付で郡上市に住民票が無い方の分

（申請が6月中旬以降の場合）令和7年1月1日付で郡上市に住民票が無い方の分

※1月1日付で住民票があった市町村で発行できます。

☐ 不要 上記時点で郡上市に住民票があり、申請書「2 同意及び確認（4）」に○がある方の分

△ 奨学金の返還額がわかる書類（通帳紙面の写し等）



※ 奨学金を返還している場合、所得金額から控除することができます。

例) ご夫婦の所得額（R6.1.1～R6.12.31）の合計 5 1 0 万円

奨学金返還額（R6.1.1～R6.12.31） 3 0 万円

= 所得額は4 8 0 万円とみなします。